

建築物の防火・安全確保のための提言

—京都アニメーション放火火災から考える—

一般社団法人 日本建築学会 近畿支部

建築基準法を守ればそれで安全が十分というものではない。建築物が多様である一方で、建築基準法が最低基準を定めた強行規定であることを考えると、法規を満足するだけでは確実な安全を確保することが難しいケースも生まれる。ガソリンが使用された京都アニメーション放火火災はその典型的な例である。建物個別の条件によって火災危険のレベルは異なることを認識した上で、京都アニメーション放火火災における命を守るための避難行動に学び、安全な防災計画を講ずる必要がある。本提言は、2020年7月に行われたシンポジウム「京都アニメーションの火災を考える」とその後の議論を踏まえたものである。

●建築主への提言

- 建築基準法を遵守することは自明の理であるが、法は最低限の基準であって十分条件ではないことを理解し、自主的に安全性の向上を目指すこと。
- 条件によっては3階建て以上でも階段などの堅穴が区画されていない事務所が建設可能であるが、避難安全性に配慮し、早く逃げる仕組みと、逃げ遅れても安全に地上まで脱出する仕組みを考えること。
- 建設後に避難階段などを追加することは困難なので、建物の企画時に設計者や専門家と良く話しあっておくこと。
- 建物の使用条件を守るように維持管理すること。

●建築設計者への提言

- 単に建築基準法に適合するだけでなく、安全な建物を設計する義務を果たすこと。
- 火災の進展や煙の動きを建築主にしっかりと説明し、建築主および建物使用者が納得できる避難計画を提示すること。
- 健常者であっても飛び降り避難は2階が限度であり、3階以上では、避難経路をしっかりと確保する必要がある。その基本として、堅穴区画された階段や屋外階段があるが、これらが万が一使えない時のため、バルコニーや籠城区画などの補助的避難手段も考えること。
- 安全な建物を設計するためには、法規の勉強だけでは不十分である。防災計画（火災安全設計）の考え方を学ぶこと。例えば、日本建築学会からは「火災安全設計の原則(2013/3)」、「建築火災安全設計の考え方と基礎知識(2019/3)」などの書物が刊行されている。

●建物使用者への提言

- 普段使う建物では、設計者や防火専門家から煙の動きや火災拡大の危険性などについて説明を

受けた上で避難方法を考えて避難訓練に反映させること。

- 逃げ遅れたらどうするかも設計者や防火専門家の助言を得て考えておくこと。バルコニーや避難出口等の脱出経路を実際に見て確認しておくことや、階段等が使えない場合を想定して閉じこもり場所を探しておくのも有効である。
- 避難出口をはじめ、避難経路上のドアには解錠が難しいものもある。こうしたドアも非常時には確実に使えるようにしておくこと。

●防火専門家への提言

- 建築主および建築設計者への啓発を継続的に行うこと。そのため、火災安全の考え方を分かり易く解説する書物の刊行や制度提案を行うこと。
- 建築主および建築使用者への助言を継続的に行うこと。
- 実務者および建築を学ぶ学生への防火教育が脆弱であるという現実を認識し、積極的に改善を行うこと。

この提言は、日本建築学会近畿支部役員会の承認を得て、近畿支部防災計画部会の責任において表明するものである。

<近畿支部 防災計画部会>

- 主 査：原田 和典（京都大学）
- 幹 事：秋月 有紀（富山大学）
西野 智研（京都大学）
湯谷 孝夫（関西建築防災研究所）
- 委 員 田中 哮義（京都大学名誉教授）
吉田 正友（大阪工業大学）
北後 明彦（神戸大学）
久次米真美子（日建設計）
仁井 大策（京都大学）
長野 誠（日本建築総合試験所）
中野 美奈（日本建築総合試験所）
土橋 常登（日本建築総合試験所）
春畑 仁一（日本建築総合試験所）
増渕 昌利（増渕昌利建築安全研究所）
小林 陽一（安井建築設計事務所）
吉田 俊之（明野設備研究所）
福田 真弓（初田製作所）
角谷 三夫（関西建築防災研究所）
中屋 成人（関西建築防災研究所）
森山 博（関西建築防災研究所）